

平成24年生駒市議会（第5回）定例会議案

平成24年9月18日

生 駒 市

平成24年生駒市議会（第5回）定例会議案目録

議案番号	議案名	頁
報告第7号	平成23年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の報告について	1～3
報告第8号	平成23年度決算に基づく生駒市資金不足比率の報告について	4～6
報告第9号	平成23年度生駒市水道事業会計継続費精算報告書	7
議案第51号	平成23年度生駒市一般会計決算の認定について	8
議案第52号	平成23年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算の認定について	9
議案第53号	平成23年度生駒市生駒駅前市街地再開発事業特別会計決算の認定について	10
議案第54号	平成23年度生駒市介護保険特別会計決算の認定について	11
議案第55号	平成23年度生駒市国民健康保険特別会計決算の認定について	12
議案第56号	平成23年度生駒市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	13
議案第57号	平成23年度生駒市下水道事業特別会計決算の認定について	14
議案第58号	平成23年度生駒市自動車駐車場事業特別会計決算の認定について	15
議案第59号	平成23年度生駒市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	16
議案第60号	平成23年度生駒市病院事業会計決算の認定について	17
議案第61号	平成24年度生駒市一般会計補正予算（第2回）	18～30
議案第62号	平成24年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第1回）	31～35
議案第63号	平成24年度生駒市病院事業会計補正予算（第1回）	36～39
議案第64号	生駒市自治基本条例の一部を改正する条例の制定について	40～41
議案第65号	生駒市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について	42～43
議案第66号	生駒市行政改革推進委員会条例の制定について	44～46
議案第67号	生駒市防災会議条例及び生駒市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について	47～48

議案第 68 号	生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	49～50
議案第 69 号	生駒市入札監視委員会条例の制定について	51～53
議案第 70 号	生駒市プロポーザル審査委員会条例の制定について	54～56
議案第 71 号	生駒市就学指導委員会条例の制定について	57～59
議案第 72 号	生駒ふるさとミュージアム条例の制定について	60～66
議案第 73 号	生駒市老人ホーム入所判定委員会条例の制定について	67～69
議案第 74 号	生駒市立老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定について	70
議案第 75 号	生駒市予防接種健康被害調査委員会条例の制定について	71～72
議案第 76 号	生駒市環境基本条例の一部を改正する条例の制定について	73～74
議案第 77 号	生駒市学研高山地区環境保全対策委員会条例の制定について	75～77
議案第 78 号	生駒市企業立地促進条例の制定について	78～86
議案第 79 号	生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	87～89
議案第 80 号	財産の取得について	90
議案第 81 号	財産の取得について	91
議案第 82 号	市道路線の認定について	92
議案第 83 号	市道路線の廃止について	93
議案第 84 号	生駒市教育委員会委員の任命について	94
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	95

平成23年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成23年度決算に基づく生駒市健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

記

(単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.32)	— (17.32)	4.8 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がないため、「—」と記載している。
- 2 将来負担比率が算定されないため、「—」と記載している。
- 3 生駒市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

平成24年9月18日提出

生駒市長 山下 真

生 監 第 6 7 号  
平成 2 4 年 8 月 2 1 日

生駒市長 山下 真 様

生駒市監査委員 藤 本 勝 美  
生駒市監査委員 井 上 圭 吾  
生駒市監査委員 中 谷 尚 敬

平成 2 3 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定による平成 2 3 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の審査を終えたので、その結果について意見を付して提出する。

# 平成23年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の審査意見書

## 第1 審査の概要

市長から提出された生駒市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が正確かつ適正に作成されているかどうかについて、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

## 第2 審査の期間

平成24年7月12日から平成24年8月21日まで

## 第3 審査の結果

### 1 総合意見

審査に付された下記の生駒市健全化判断比率及びその算定の根拠となる事項を記載した書類について照合・確認したところ、いずれも計数は正確であり、適正に作成されていることが認められた。

### 記

健全化判断比率等

(単位：%)

比率名	平成23年度比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	12.32
連結実質赤字比率	—	17.32
実質公債費比率	4.8	25.0
将来負担比率	—	350.0

- (注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、それぞれ実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」を記載している。
- 2 将来負担比率については、将来負担比率が算定されないため、「—」を記載している。

### 2 個別意見

- (1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、それぞれ実質赤字額及び連結実質赤字額がないことから、特に指摘すべき事項はみられなかった。
- (2) 実質公債費比率については、早期健全化基準の25.0%を大きく下回っていることから、特に指摘すべき事項はみられなかった。
- (3) 将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回っており、将来負担比率が算定されないことから、特に指摘すべき事項はみられなかった。

平成23年度決算に基づく生駒市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成23年度決算に基づく水道事業会計、下水道事業特別会計及び病院事業会計の資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

記

（単位 %）

会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	— (20.0)
下水道事業特別会計	— (20.0)
病院事業会計	— (20.0)

備考

- 1 資金の不足額がないため、「—」と記載している。
- 2 生駒市の経営健全化基準を括弧内に記載している。

平成24年9月18日提出

生駒市長 山下 真

生 監 第 6 8 号  
平成 2 4 年 8 月 2 1 日

生駒市長 山下 真 様

生駒市監査委員 藤 本 勝 美  
生駒市監査委員 井 上 圭 吾  
生駒市監査委員 中 谷 尚 敬

平成 2 3 年度決算に基づく生駒市資金不足比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定による平成 2 3 年度決算に基づく生駒市資金不足比率の審査を終えたので、その結果について意見を付して提出する。



# 平成23年度決算に基づく生駒市資金不足比率の審査意見書

## 第1 審査の概要

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が正確かつ適正に作成されているかどうかについて、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

## 第2 審査の期間

平成24年7月24日から平成24年8月21日まで

## 第3 審査の結果

### 1 総合意見

審査に付された下記の生駒市資金不足比率及びその算定の根拠となる事項を記載した書類について照合・確認したところ、いずれも計数は正確であり、適正に作成されていることが認められた。

### 記

資金不足比率等

(単位:%)

特別会計の名称	平成23年度比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0

(注) 資金不足比率については、資金不足額がなく比率が算定されないため、「—」を記載している。

### 2 個別意見

水道事業会計、下水道事業特別会計及び病院事業会計においては、資金不足額がないことから、特に指摘すべき事項はみられなかった。

平成23年度 生駒市水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画		実績		比較	
				年割額	左の財源内訳 損益勘定留保資金	支払義務 発生額	左の財源内訳 損益勘定留保資金	年割額と支払義務 発生額の差	左の財源内訳 損益勘定留保資金
			19	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
			20	168,700,000	168,700,000	2,064,300	2,064,300	166,635,700	166,635,700
			21	393,800,000	393,800,000	68,250,000	68,250,000	325,550,000	325,550,000
		山崎浄水場 ろ過設備改 良工事	22	562,500,000	562,500,000	709,800,000	709,800,000	-147,300,000	-147,300,000
			23	0	0	199,306,800	199,306,800	-199,306,800	-199,306,800
			計	1,125,000,000	1,125,000,000	979,421,100	979,421,100	145,578,900	145,578,900

平成24年9月18日提出

生駒市長 山下 真

議案第 51 号

平成 23 年度生駒市一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 23 年度生駒市一般会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 24 年 9 月 18 日提出

生駒市長 山下 真

議案第 52 号

平成 23 年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 23 年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 24 年 9 月 18 日提出

生駒市長 山下 真

議案第 53 号

平成23年度生駒市生駒駅前市街地再開発事業特別会計決算の認定  
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成  
23年度生駒市生駒駅前市街地再開発事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を  
付けて議会の認定に付する。

平成24年9月18日提出

生駒市長 山下 真

議案第 54 号

平成 23 年度生駒市介護保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 23 年度生駒市介護保険特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 24 年 9 月 18 日提出

生駒市長 山下 真

議案第 55 号

平成 23 年度生駒市国民健康保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 23 年度生駒市国民健康保険特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 24 年 9 月 18 日提出

生駒市長 山下 真

議案第 56 号

平成 23 年度生駒市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 23 年度生駒市後期高齢者医療特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 24 年 9 月 18 日提出

生駒市長 山下 真



議案第 57 号

平成 23 年度生駒市下水道事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 23 年度生駒市下水道事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 24 年 9 月 18 日提出

生駒市長 山下 真

議案第 58 号

平成 23 年度生駒市自動車駐車場事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 23 年度生駒市自動車駐車場事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 24 年 9 月 18 日提出

生駒市長 山下 真

議案第 59 号

平成 23 年度生駒市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、平成 23 年度生駒市水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第 30 条第 4 項の規定により、平成 23 年度生駒市水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 24 年 9 月 18 日提出

生駒市長 山下 真

議案第 60 号

平成 23 年度生駒市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、平成 23 年度生駒市病院事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 24 年 9 月 18 日提出

生駒市長 山下 真

平成 24 年度生駒市一般会計補正予算（第 2 回）

平成 24 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 369, 033 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 34, 463, 277 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

平成 24 年 9 月 18 日提出

生駒市長 山下 真

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税		3,961,000	186,391	4,147,391
	1 地方交付税	3,961,000	186,391	4,147,391
14 国庫支出金		4,132,290	12,384	4,144,674
	2 国庫補助金	519,188	8,151	527,339
	3 委託金	25,988	4,233	30,221
15 県支出金		1,894,938	15,219	1,910,157
	2 県補助金	546,561	15,219	561,780
17 寄附金		25,466	14,420	39,886
	1 寄附金	25,466	14,420	39,886
18 繰入金		486,913	476,511	963,424
	1 基金繰入金	486,913	476,511	963,424
19 繰越金		397,244	757,876	1,155,120
	1 繰越金	397,244	757,876	1,155,120
20 諸収入		1,080,225	532	1,080,757
	5 雑入	783,483	532	784,015
21 市債		2,923,700	-94,300	2,829,400
	1 市債	2,923,700	-94,300	2,829,400
歳 入 合 計		33,094,244	1,369,033	34,463,277

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		11,750,549	46,613	11,797,162
	1 社会福祉費	4,249,369	7,517	4,256,886
	2 児童福祉費	5,379,171	39,096	5,418,267
4 衛生費		4,085,675	2,740	4,088,415
	1 保健衛生費	2,050,574	2,740	2,053,314
7 消防費		1,363,263	22,802	1,386,065
	1 消防費	1,363,263	22,802	1,386,065
8 教育費		4,455,385	29,971	4,485,356
	2 小学校費	437,318	5,191	442,509
	3 中学校費	305,427	6,753	312,180
	4 幼稚園費	819,356	4,042	823,398
	5 社会教育費	1,502,659	7,461	1,510,120
	6 保健体育費	1,119,167	6,524	1,125,691
9 災害復旧費		9,150	48,640	57,790
	1 土木災害復旧費	3,650	1,750	5,400
	2 農林業施設災害復旧費	5,500	46,890	52,390
10 公債費		3,914,439	1,218,267	5,132,706
	1 公債費	3,914,439	1,218,267	5,132,706
歳 出 合 計		33,094,244	1,369,033	34,463,277

## 第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

事 項	期 間	限 度 額
可燃物収集運搬及びまごころ収集業務	平成24年度から平成29年度まで	1,976,473 千円
大型ごみ・燃えないごみ収集運搬及び中間処理業務	平成24年度から平成29年度まで	295,724 千円
資源物等収集運搬及び中間処理業務	平成24年度から平成29年度まで	655,570 千円
プラスチック製容器包装収集運搬及び中間処理業務	平成24年度から平成29年度まで	525,494 千円

## 第 3 表 地 方 債 補 正

変更

[単位 千円]

起債の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
臨時財政 対策債	2,295,800	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る場合に ついて、 利率の見 直しを 行った後 において は、当該 見直し後 の利率)	政府資金に ついてはその 融資条件によ り、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの とする。ただ し、市財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、若しくは 繰上償還又は 低利に借換え ることができる。	2,201,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る場合に ついて、 利率の見 直しを 行った後 において は、当該 見直し後 の利率)	政府資金に ついてはその 融資条件によ り、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの とする。ただ し、市財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、若しくは 繰上償還又は 低利に借換え ることができる。



歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 地方交付税	3,961,000	186,391	4,147,391	1 地方交付税	186,391	普通交付税	
計	3,961,000	186,391	4,147,391				

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 民生費国庫補助金	77,984	6,985	84,969	1 社会福祉費補助金	6,985	市町村介護予防強化推進事業補助金	
7 災害復旧費国庫補助金	0	1,166	1,166	1 土木災害復旧費補助金	1,166	現年度道路河川災害復旧費補助金	
計	519,188	8,151	527,339				

(款) 14 国庫支出金

(項) 3 委託金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
3 教育費委託金	0	4,233	4,233	1 中学校費委託金	4,233	スーパーエコスクール事業委託金	
計	25,988	4,233	30,221				

## (款) 15 県支出金

## (項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費県補助金	491,491	799	492,290	2 児童福祉費補助金	799	安心こども基金特別対策事業補助金	
7 災害復旧費県補助金	2,575	14,420	16,995	1 農林業施設災害復旧費補助金	14,420	現年度耕地災害復旧費補助金	
計	546,561	15,219	561,780				

[単位 千円]

## (款) 17 寄附金

## (項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
5 災害復旧費寄附金	2,575	14,420	16,995	1 農林業施設災害復旧費寄附金	14,420	現年度耕地災害復旧費寄附金	
計	25,466	14,420	39,886				

[単位 千円]

## (款) 18 繰入金

## (項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 減債基金繰入金	10,758	476,511	487,269	1 減債基金繰入金	476,511		
計	486,913	476,511	963,424				

[単位 千円]

## (款) 19 繰越金

## (項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	397,244	757,876	1,155,120	1 繰越金	757,876	前年度繰越金
計	397,244	757,876	1,155,120			

[単位 千円]

## (款) 20 諸収入

## (項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 雑入	781,852	532	782,384	4 雑入	532	介護予防事業参加に伴う個人負担金
計	783,483	532	784,015			

[単位 千円]

## (款) 21 市債

## (項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 臨時財政対策債	2,295,800	-94,300	2,201,500	1 臨時財政対策債	-94,300	
計	2,923,700	-94,300	2,829,400			

[単位 千円]

歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				国県支出金	特 定 財 源				
					地方債	財 源			
4 老人福祉費	391,400	7,517	398,917	6,985 (国補)	532 (諸)	532	8 報償費	1,368	謝礼等
				6,985	532	532	9 旅費	329	普通旅費
							11 需用費	161	消耗品費
							12 役務費	200	通信運搬費 保険料
							13 委託料	5,459	市町村介護予防強化推進事業委託料
計	4,249,369	7,517	4,256,886	6,985	532	532			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				国県支出金	特 定 財 源				
					地方債	財 源			
1 児童福祉総務費	3,005,223	799	3,006,022	799 (県補)			18 備品購入費	799	児童相談室用備品
3 保育所費	840,070	31,590	871,660		31,590		11 需用費	1,150	消耗品費 修繕料
							15 工事請負費	22,288	各保育所施設整備工事
							18 備品購入費	8,152	各保育所用備品
6 学童保育費	162,351	6,707	169,058		6,707		15 工事請負費	6,707	施設整備工事

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明	
				特 定 地 方 債 の 他	一般財源					
					国 県 支 出 金	799				38,297
計	5,379,171	39,096	5,418,267							

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明	
				特 定 地 方 債 の 他	一般財源					
					国 県 支 出 金					2,740
5 環境保全対策費	100,785	2,740	103,525			13 委託料	2,740	環境基本計画推進業務等委託料		
計	2,050,574	2,740	2,053,314							

(款) 7 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明	
				特 定 地 方 債 の 他	一般財源					
					国 県 支 出 金					7,702
1 常備消防費	1,302,369	7,702	1,310,071			11 需用費	5,633	消耗品費		
3 消防施設費	19,880	15,100	34,980			18 備品購入費	2,069	消防署用備品		
						15 工事請負費	14,610	庁舎施設整備工事		
計	1,363,263	22,802	1,386,065		22,802	18 備品購入費	490	施設用備品		

## (款) 8 教育費

## (項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	一般財源				
					国県支出金	地方債			
3 小学校施設整備費	33,429	5,191	38,620		5,191	15 工事請負費	2,767	各学校施設整備工事	
						18 備品購入費	2,424	各学校用備品	
計	437,318	5,191	442,509		5,191				

[単位 千円]

## (款) 8 教育費

## (項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	一般財源				
					国県支出金	地方債			
3 中学校施設整備費	30,278	6,753	37,031	4,233 (国委)	2,520	8 報償費	186	謝礼	
				4,233		11 需用費	34	消耗品費 食糧費 印刷製本費	
						12 役務費	13	通信運搬費	
						13 委託料	4,000	スーパードキュメント事業委託料	
						15 工事請負費	2,520	各学校施設整備工事	
計	305,427	6,753	312,180	4,233	2,520				

[単位 千円]

## (款) 8 教育費

## (項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				一般財源					
				特 定 地 方 債 の 他	国 庫 支 出 金	一 般 財 源			
2 幼稚園施設整備費	38,321	4,042	42,363			4,042	18 備品購入費	4,042	各園用備品
計	819,356	4,042	823,398			4,042			

[単位 千円]

## (款) 8 教育費

## (項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				一般財源					
				特 定 地 方 債 の 他	国 庫 支 出 金	一 般 財 源			
9 コミュニティセンター費	50,098	7,461	57,559			7,461	11 需用費	539	修繕料
計	1,502,659	7,461	1,510,120			7,461	15 工事請負費	6,922	施設整備工事

[単位 千円]

## (款) 8 教育費

## (項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				一般財源					
				特 定 地 方 債 の 他	国 庫 支 出 金	一 般 財 源			
2 体育施設費	252,024	6,524	258,548			6,524	18 備品購入費	6,524	各体育施設用備品
計	1,119,167	6,524	1,125,691			6,524			

[単位 千円]

(款) 9 災害復旧費

(項) 1 土木災害復旧費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特定財源		一般財源			
				国県支出金	その他				
1 現年度道路河川等災害復旧費	3,650	1,750	5,400	1,166 (国補)	1,166	584	15 工事請負費	1,750	災害応急工事
計	3,650	1,750	5,400	1,166		584			

[単位: 千円]

(款) 9 災害復旧費

(項) 2 農林業施設災害復旧費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明	
				特定財源		一般財源				
				国県支出金	その他					
1 現年度耕地災害復旧費	5,500	46,890	52,390	14,420 (県補)	14,420 (寄)	18,050	11 需用費	840	消耗品費	
				14,420	14,420		13 委託料	3,450		測量等委託料
							15 工事請負費	28,000		農地等災害復旧工事
							19 負担金補助及び交付金	14,600		農地等災害復旧事業補助金
計	5,500	46,890	52,390	14,420	14,420	18,050				

[単位: 千円]

(款) 10 公債費

(項) 1 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明	
				特定財源		一般財源				
				国県支出金	その他					
1 元金	3,536,650	1,155,241	4,691,891		476,511 (繰入)	678,730	23 償還金利子及び割引料	1,155,241	長期償還元金	
					476,511					

[単位: 千円]



[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 地 方 債	財 源 其 他	一般財源	区 分	金 額		
									国 庫 支 出 金	
3 公債諸費	0	63,026	63,026			63,026	22 補償補填及び 賠償金	63,026	補償金	
計	3,914,439	1,218,267	5,132,706		476,511	741,756				

平成 24 年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）

平成 24 年度生駒市の介護保険特別会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 27,768 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,216,085 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 24 年 9 月 18 日提出

生駒市長 山下 真

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

## 歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		1, 126, 579	1, 138	1, 127, 717
	1 国庫負担金	1, 061, 143	1, 138	1, 062, 281
4 支払基金交付金		1, 706, 011	10, 968	1, 716, 979
	1 支払基金交付金	1, 706, 011	10, 968	1, 716, 979
5 県支出金		915, 266	1, 974	917, 240
	1 県負担金	839, 157	1, 974	841, 131
7 繰入金		925, 704	13, 688	939, 392
	2 基金繰入金	0	13, 688	13, 688
歳 入 合 計		6, 188, 317	27, 768	6, 216, 085

## 歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		21, 244	14, 080	35, 324
	1 基金積立金	21, 244	14, 080	35, 324
5 諸支出金		2, 155	13, 688	15, 843
	1 償還金及び還付加算金	2, 155	13, 688	15, 843
歳 出 合 計		6, 188, 317	27, 768	6, 216, 085

歳入歳出補正予算事項別明細書

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 介護給付費負担金	1,061,143	1,138	1,062,281	2 過年度分	1,138		
計	1,061,143	1,138	1,062,281				

[単位 千円]

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 介護給付費交付金	1,695,652	10,968	1,706,620	2 過年度分	10,968		
計	1,706,011	10,968	1,716,979				

[単位 千円]

(款) 5 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 介護給付費負担金	839,157	1,974	841,131	2 過年度分	1,974		
計	839,157	1,974	841,131				

[単位 千円]

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 介護給付費準備基金繰入金	0	13,688	13,688	1 介護給付費準備基金繰入金	13,688		

[単位 千円]

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	0	13,688	13,688			

歳 出

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額		一般財源			
				特定	その他				
国庫支出金	地方債	その他							
1 介護給付費準備基金積立金	21,244	14,080	35,324	3,112 (国庫) 1,138 (県債) 1,974		10,968 (基) 10,968	25 積立金	14,080	介護給付費準備基金
計	21,244	14,080	35,324	3,112		10,968			

[単位 千円]

(款) 5 諸支出金

(項) 1 償還金及び選付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額		一般財源			
				特定	その他				
国庫支出金	地方債	その他							
2 償還金	200	13,688	13,888			13,688 (繰入) 13,688	23 償還金利子及び割引料	13,688	国庫支出金等精算返還金
計	2,155	13,688	15,843			13,688			

[単位 千円]

議案第 63 号

平成24年度生駒市病院事業会計補正予算（第1回）

第1条 平成24年度生駒市病院事業会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第2条 平成24年度生駒市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号中「病院施設実施設計及び工事監理業務」の下に「病院施設建築工事」を加える。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	268,787	960,000	1,228,787
第1項 企業債	49,300	960,000	1,009,300

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	68,787	960,000	1,028,787
第1項 建設改良費	66,098	960,000	1,026,098

第4条 予算第9条を予算第10条とし、予算第8条を予算第9条とし、予算第7条を予算第8条とし、予算第6条中「90,500千円」を「960,000千円」に改め、同条を予算第7条とする。

第5条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正し、同条を予算第6条とする。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院建設事業	千円 49,300	証書借入 又 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入る場合に ついては、 見直し後 の利率)	政府資金 については その融資 条件により 、銀行その 他の場合 にその債 権者との 協定する ものとする 。ただし、 企業財政 の都合に よる期間 及び償還 期限を短 縮し、繰 上償還又 は低利に 借換える ことができる。	千円 1,009,300	証書借入 又 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入る場合に ついては、 見直し後 の利率)	政府資金 については その融資 条件により 、銀行その 他の場合 にその債 権者との 協定する ものとする 。ただし、 企業財政 の都合に よる期間 及び償還 期限を短 縮し、繰 上償還又 は低利に 借換える ことができる。

第6条 予算第4条の次に次の1条を加える。

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	病院施設 建築工事	千円 8,232,000	平成24年度	千円 960,000
				平成25年度	1,440,000
				平成26年度	5,832,000

平成24年9月18日提出

生駒市長 山下真



## 平成24年度生駒市病院事業会計補正予算(第1回)実施計画

### 1 資本的收入及び支出

#### 収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的 収 入			268,787	960,000	1,228,787	
	1 企業債		49,300	960,000	1,009,300	
		1 企業債	49,300	960,000	1,009,300	

#### 支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的 支 出			68,787	960,000	1,028,787	
	1建設改良費		66,098	960,000	1,026,098	
		1新設改良費	66,098	960,000	1,026,098	工事請負費

## 継続費に関する調書

款	項	事業名	全体計画				前前年度未 までの支払 義務発生額	前年度未ま での支払義 務発生(見 込)額	当該年度支 払義務発生 予定額	当該年度未 までの支払 義務発生予 定額	翌年度以降 の支払義務 発生予定額	継続費の総 額に対する 進捗率	考 備	
			年度	年割額	左の財源内訳									千円
1 資本的支出	1 建設改良費	病院施設 建築工事			企業債	その他								
			平成24年度	960,000	960,000	—	千円	—	千円	960,000	—	11.7		
			平成25年度	1,440,000	1,440,000	—	—	—	—	—	—	1,440,000	—	
			平成26年度	5,832,000	5,832,000	—	—	—	—	—	—	5,832,000	—	
			計	8,232,000	8,232,000	—	—	—	—	—	960,000	7,272,000	11.7	

議案第 64 号

生駒市自治基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成24年9月18日

生駒市長 山下 真

生駒市自治基本条例の一部を改正する条例

生駒市自治基本条例（平成21年6月生駒市条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9章 条例の見直し（第54条）」を「第9章 条例の見直し（第54条）  
第10章 市民自治推進委員会（第55条）」に改める。

第54条第2項を削る。

本則に次の1章を加える。

第10章 市民自治推進委員会

第55条 参画と協働によるまちづくりに関する基本的な事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、生駒市市民自治推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この条例の運用状況について、調査を行い、市長に対して意見を述べることができる。

3 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
  - (2) 市議会議員
  - (3) その他市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。
  - 6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 7 委員会に委員長及び副委員長を置く。
  - 8 委員長は、委員の互選により定める。
  - 9 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
  - 10 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
  - 11 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
  - 12 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
  - 13 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
  - 14 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 15 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
  - 16 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 65 号

生駒市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成24年9月18日

生駒市長 山下 真

生駒市総合計画審議会条例の一部を改正する条例

生駒市総合計画審議会条例（平成12年3月生駒市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき」を「（以下「総合計画」という。）の策定及び適切な進行管理を図るため」に改める。

第2条中「応じて生駒市総合計画の策定に関し必要な事項を調査審議し、答申する」を「応じ、次に掲げる事項を調査審議する」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 総合計画の策定に関すること。
- (2) 総合計画に基づく施策等の取組状況及び成果の検証に関すること。

第3条第1項中「20人」を「15人」に改め、同条第2項中「次に掲げる者」を「学識経験のある者その他市長が必要と認める者」に改め、同項各号を削る。

第4条を次のように改める。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条を削る。

第7条中「審議会」の次に「又は部会」を加え、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(部会)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

生駒市行政改革推進委員会条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成24年9月18日

生駒市長 山下 真

生駒市行政改革推進委員会条例

(設置)

第1条 社会経済情勢に適応した持続可能で質の高い行財政体制を構築し、及び推進するため、生駒市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、行政改革の推進に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民団体等を代表する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(関係者の出席等)

第8条 委員会又は部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。



附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 67 号

生駒市防災会議条例及び生駒市災害対策本部条例の一部を改正する  
条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 24 年 9 月 18 日

生駒市長 山下 真

生駒市防災会議条例及び生駒市災害対策本部条例の一部を改正する条例  
(生駒市防災会議条例の一部改正)

第 1 条 生駒市防災会議条例（昭和 37 年 10 月生駒市条例第 13 号）の一部を  
次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 32 条第 2 項」を「第 33 条第 2 項」に改め、同条第 3  
号を次のように改める。

(3) 市長の諮問に応じて生駒市の地域に係る防災に関する重要事項を審議  
すること。

第 2 条第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同条第 5 号とし、同  
条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第 3 条第 5 項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委  
嘱する者

第 3 条第 7 項中「第 5 項第 7 号及び第 8 号」を「第 5 項第 7 号から第 9 号ま

で」に改める。

(生駒市災害対策本部条例の一部改正)

第2条 生駒市災害対策本部条例（昭和37年10月生駒市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 68 号

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成24年9月18日

生駒市長 山下 真

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和  
31年11月生駒市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

附属機関の委員その他の構成員	日額 14,000
----------------	-----------

」を

「

附属機関の委員 その他の構成員	学識経験のある者と して選任された委員 その他の構成員	日額 14,000
	上記以外の委員その 他の構成員	日額 5,000

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に附属機関の委員その他の構成員である者の報酬については、改正後の生駒市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定にかかわらず、平成25年3月31日までの間、なお従前の例による。

生駒市入札監視委員会条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成24年9月18日

生駒市長 山下 真

生駒市入札監視委員会条例

(設置)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、市が発注する建設工事及び業務（以下「建設工事等」という。）の入札及び契約手続について、公平性及び公正性の確保並びに透明性の向上を図るため、生駒市入札監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が発注した建設工事等の入札及び契約手続の過程について、調査審議すること。
- (2) 市が発注した建設工事等の入札及び契約手続に対する苦情について、調査審議すること。
- (3) その他建設工事等の入札及び契約手続について、市長に意見を述べること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある事項については、その議事に加わることはできない。

(関係者の出席等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後

も、同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



生駒市プロポーザル審査委員会条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成24年9月18日

生駒市長 山下 真

生駒市プロポーザル審査委員会条例

(設置)

第1条 プロポーザル方式(専門性、技術力、企画力等を総合的に判断した上で、受託候補者等を選定し、又は特定する方式をいう。)により公の施設の指定管理者の候補者、福祉施設等の整備及び運営を行う事業候補者若しくは市が発注する業務等の受託候補者(以下「指定管理者候補者等」という。)を選定し、又は特定する場合の審査を、公平かつ公正に行うため、生駒市プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長、教育委員会又は水道事業管理者(以下「市長等」という。)の求めに応じ、指定管理者候補者等の選定又は特定に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長等が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験のある者

- (2) 副市長
- (3) 教育長
- (4) 市職員
- (5) その他市長等が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該指定管理者候補者等の選定又は特定が行われたときまでとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

生駒市就学指導委員会条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成24年9月18日

生駒市長 山下 真

生駒市就学指導委員会条例

(設置)

第1条 障害のある児童及び生徒に適正な就学指導を行うため、生駒市就学指導委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、生駒市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、教育学、医学、心理学等の観点から障害の種類、程度等について調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医師
- (2) 学識経験のある者
- (3) 関係教育機関の職員
- (4) 児童福祉施設等の職員
- (5) 市職員

(6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(関係者の出席等)

第8条 委員会又は部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることが

できる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

生駒ふるさとミュージアム条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成24年9月18日

生駒市長 山下 真

生駒ふるさとミュージアム条例

(設置)

第1条 文化的に価値のある本市の貴重な建造物であり、かつ、登録有形文化財である旧生駒町役場庁舎を永く保存するとともに、郷土の歴史文化に関する資料(以下「資料」という。)を保存し、及び展示し、もって郷土の歴史文化の普及、市民文化の発展及び郷土愛の高揚に寄与するため、本市に郷土資料施設(以下「施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
生駒ふるさとミュージアム	生駒市山崎町11番7号

(事業)

第3条 施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 資料の収集、保存、展示及び活用に関すること。
- (2) 郷土学習の推進、文化財の愛護及び市民文化の向上に関すること。
- (3) その他生駒市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める

事業

(管理)

第4条 施設は、教育委員会がこれを管理する。

(指定管理者による管理)

第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、施設の管理を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定の手續)

第6条 指定管理者の指定に当たり、教育委員会は、施設の管理に関する事業計画書その他教育委員会が必要と認める書類を提出させた上で、次に掲げる基準により指定管理者を決定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 施設の管理を安定して行うことができるための物的能力及び人的能力を有していること。

(管理の基準)

第7条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会の定めるところに従い、施設の管理を行わなければならない。

(業務の範囲)

第8条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 第10条に規定する使用の許可、第12条に規定する使用許可の取消し等及び第21条に規定する入館の制限に関すること。
- (3) 第19条に規定する設備の許可に関すること。



- (4) 施設の維持管理に関すること。
- (5) その他教育委員会が必要と認める業務  
(観覧料)

第9条 施設に常時展示している資料の観覧に係る料金は、無料とする。

2 施設に特別に展示する資料を観覧しようとする者は、その観覧に係る料金（以下「特別展観覧料」という。）を指定管理者に納付しなければならない。ただし、次に掲げる者については、この限りでない。

- (1) 中学生以下の者
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護を行う者
- (3) 市内に居住する65歳以上の者

3 特別展観覧料は、指定管理者がその都度市長の承認を得て定めるものとする。

(使用の許可)

第10条 施設のうち多目的室を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用の制限)

第11条 指定管理者は、使用目的又は使用内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、多目的室の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 多目的室を汚損するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資する

こととなるとき。

(4) 管理上支障があるとき。

(5) その他指定管理者が不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) その使用が前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) その使用が虚偽の申請その他不正の手段によって許可を受けたとき。

(3) 施設が災害その他の理由により使用できなくなったとき。

(4) その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(本市等の免責)

第13条 前条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止した場合において、多目的室の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に損害が生ずることがあっても、本市及び指定管理者は、これに対して補償の責任を負わない。

(利用料金)

第14条 使用者は、多目的室の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市民が営利目的で使用する場合における利用料金（附属設備に係るものを除く。）は同項の規定による指定管理者が市長の承認を得て定める金額に2を乗じて得た額とし、市民以外の者が使用する場合における利用料金（附属設備に係るものを除く。）は同項の規定による指定管理者が市長の承認を得て定める金額に1.5（営利目的で使用する場合にあっては、3

) を乗じて得た額とする。

(特別展観覧料等の収受)

第15条 特別展観覧料及び利用料金(以下「特別展観覧料等」という。)は、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入として収受されるものとする。

(特別展観覧料等の減免)

第16条 指定管理者は、市長が定める特別の理由があると認めるときは、特別展観覧料等を減免することができる。

(特別展観覧料等の還付)

第17条 既納の特別展観覧料等は、還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長が定める特別の理由があると認めるときは、同項の特別展観覧料等の全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第18条 使用者は、多目的室を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備)

第19条 使用者は、多目的室の使用に際し、特別な設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復義務)

第20条 使用者は、多目的室の使用を終了したとき、又は第12条の規定により使用の許可を取り消され、使用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(入館の制限)

第21条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、施

設への入館を拒否し、又は施設からの退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる物品を携行する者
- (3) 動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第7条第1項に規定する身体障害者補助犬及びこれに準ずる犬を除く。）を携行する者
- (4) 建物、設備又は展示品等を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがある者
- (5) 施設の管理上支障がある者
- (6) その他指定管理者が不相当と認める者

（損害の賠償）

第22条 その責めに帰すべき理由により、建物、設備又は展示品等を汚損し、破損し、又は滅失した者は、教育委員会の指示するところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（委任）

第23条 この条例に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項のうち、特別展観覧料等に関する事項については規則で、それ以外の事項については教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 指定管理者の指定の手續に関する行為並びに多目的室の使用の許可及び当該許可に係る手續は、この条例の施行の前においても行うことができる。

別表（第14条関係）

1 施設利用料金

	9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:30	19:30～ 22:00	9:00～ 22:00
多目的室	1,300円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	5,700円

2 附属設備利用料金

市長の定める額
---------

生駒市老人ホーム入所判定委員会条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成24年9月18日

生駒市長 山下 真

生駒市老人ホーム入所判定委員会条例

(設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条に規定する措置(同条第1項第2号に規定する措置を除く。)を適正かつ円滑に実施するため、生駒市老人ホーム入所判定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、福祉事務所長の求めに応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 養護老人ホームへの入所措置の要否の判定に関すること。
- (2) 養護老人ホームへの入所措置の継続及び変更等の要否の判定に関すること。
- (3) その他養護老人ホームの入所措置等に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医師

(2) 市内の老人福祉施設を代表する者

(3) 市職員

(4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 74 号

生駒市立老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成24年9月18日

生駒市長 山下 真

生駒市立老人憩の家条例の一部を改正する条例

生駒市立老人憩の家条例（昭和46年7月生駒市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表生駒市立老人憩の家の項を削る。

第10条から第14条までを削り、第15条を第10条とし、第16条を第11条とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

生駒市予防接種健康被害調査委員会条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成24年9月18日

生駒市長 山下 真

生駒市予防接種健康被害調査委員会条例

(設置)

第1条 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、生駒市予防接種健康被害調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の求めに応じ、本市が実施した予防接種による健康被害に関し必要な事項を調査審議し、報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 奈良県郡山保健所長
- (2) 生駒市医師会会長
- (3) 生駒市医師会担当理事
- (4) 奈良県が選定する専門医師
- (5) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、当該健康被害の調査審議に係る報告が終了したときまでとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

生駒市環境基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 24 年 9 月 18 日

生駒市長 山下 真

生駒市環境基本条例の一部を改正する条例

生駒市環境基本条例（平成 11 年 3 月生駒市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 18 条」を「第 19 条」に、「第 19 条」を「第 20 条」に、「第 20 条・第 21 条」を「第 21 条・第 22 条」に、「環境審議会（第 22 条）」を「環境審議会等（第 23 条・第 24 条）」に改める。

第 8 条第 3 項中「第 22 条第 1 項」を「第 23 条第 1 項」に改める。

第 22 条に見出しとして「（環境審議会）」を付し、同条第 4 項第 2 号を次のように改め、同条を第 23 条とする。

(2) 学識経験のある者

「第 3 章 環境審議会」を「第 3 章 環境審議会等」に改める。

第 2 章第 5 節中第 21 条を第 22 条とし、第 20 条を第 21 条とし、同章第 4 節中第 19 条を第 20 条とし、同章第 3 節中第 18 条の次に次の 1 条を加える。

（環境マネジメントシステム）

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、環境マネジメントシステム（環境に配慮した活動を進めるための目標を決定し、当該目標を達成するための継続的な改善を図る仕組みをいう。以下同じ。）の導

入及び推進を図るものとする。

本則に次の1条を加える。

(環境マネジメントシステム推進会議)

第24条 環境マネジメントシステムの適正な運用を図るため、生駒市環境マネジメントシステム推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境マネジメントシステムに係る取組状況に関すること。

(2) 環境マネジメントシステムに係る目標の設定に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境マネジメントシステムに関し必要な事項

3 推進会議は、委員35人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 事業者及び市民

(3) 市職員

(4) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 推進会議は、必要があると認めるときは、専門チームを置くことができる。

8 推進会議は、その定めるところにより、専門チームの決議をもって推進会議の決議とすることができる。

9 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

生駒市学研高山地区環境保全対策委員会条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成24年9月18日

生駒市長 山下 真

生駒市学研高山地区環境保全対策委員会条例

(設置)

第1条 関西文化学術研究都市高山地区（以下「学研高山地区」という。）における事業活動による環境汚染並びに事故及び災害等を未然に防止するため、生駒市学研高山地区環境保全対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 市と学研高山地区に立地する事業者との間で締結する協定（以下「協定」という。）に関する事。
- (2) 協定の履行状況に関する事。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係自治会を代表する者

(3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 委員会に特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(関係者の出席等)

第9条 委員会又は部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



生駒市企業立地促進条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成24年9月18日

生駒市長 山下 真

生駒市企業立地促進条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における企業立地を促進することにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奈良県企業立地基本計画 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第5条第1項に規定する基本計画として作成され、同項の主務大臣の同意を受けた奈良県企業立地基本計画をいう。
- (2) けいはんな地域広域基本計画 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条第1項に規定する基本計画として作成され、同項の主務大臣の同意を受けたけいはんな地域広域基本計画をいう。

(3) 対象区域 奈良県企業立地基本計画又はけいはんな地域広域基本計画に定められた集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域のうち、次に掲げるものをいう。

ア 高山サイエスタウン

イ 北田原工業団地

(4) 対象業種 奈良県企業立地基本計画又はけいはんな地域広域基本計画に定められた集積業種として指定する業種をいう。

(5) 立地 対象業種である製造業に係る事業所の設置又は増設を行うことをいう。

(6) 固定資産投資額 事業の用に供する固定資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産をいう。）の取得に要する費用（土地に係るものを除く。）の合計額から消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法の規定による地方消費税に相当する額を控除した額をいう。

（立地促進施策）

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、第5条第1項の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対し、補助金を交付することができる。

（企業立地補助金の種類等）

第4条 前条の補助金（以下「企業立地補助金」という。）の種類は、事業所設置補助金、雇用促進補助金及び操業支援補助金とする。

2 事業所設置補助金及び雇用促進補助金の交付要件、交付対象となる年度、額及び限度額は、別表第1のとおりとする。

3 操業支援補助金の交付要件、交付対象となる年度、額及び限度額は、別表第2のとおりとする。

（事業計画の認定）

第5条 企業立地補助金の交付を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより、あらかじめ立地に関する事業の計画（以下「事業計画」という。）を市長に提出し、その認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による事業計画の提出があった場合において、当該事業計画の内容が次に掲げる要件の全てに適合すると認めるときは、同項の認定を行うものとする。

(1) 対象区域に立地を行うものであること。

(2) 事業所の種類が対象業種に該当するものであること。

(3) 立地に係る工事を規則で定める期限までに着工し、かつ、規則で定める期間内に事業所の操業を開始するものであること。

(4) 立地に係る事業の規模が次のいずれかの要件に該当するものであること。

ア 新規に事業所の設置を行う場合にあつては、事業所の操業を開始する日までの固定資産投資額が2億円以上であること。

イ 事業所の増設を行う場合又は既に対象区域内に存する施設を借り受けて事業所の設置を行う場合にあつては、事業所の操業を開始する日までの固定資産投資額が1億円以上であること。

ウ 事業の用に供する土地の面積が1,500平方メートル以上であること。

(5) 事業所の操業に伴って市内における既存の事業所の規模を縮小することにならないこと。

3 市長は、第1項の認定を行う場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

4 第2項の規定にかかわらず、市長は、企業立地補助金の交付を受けようとする事業者が次の各号のいずれかに掲げる者であるときは、第1項の認定をしな

いことができる。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者  
（事業計画の変更）

第6条 認定事業者は、前条第1項の認定を受けた事業計画（以下「認定事業計画」という。）の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

2 前条第2項及び第4項の規定は、前項の承認について準用する。

3 市長は、第1項の承認を行う場合において、必要があると認めるときは、前条第3項の条件を変更し、又は新たな条件を付することができる。

（地位の承継）

第7条 合併、分割その他の事由により認定事業者の事業を承継した者は、規則で定めるところにより市長の承認を受けて、当該認定事業者の地位を承継することができる。

（操業開始の報告）

第8条 認定事業者は、事業所の操業を開始したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

（企業立地補助金の交付申請）

第9条 認定事業者は、前条の規定による報告を行った後、規則で定めるところにより、市長に対し、企業立地補助金の交付の申請をするものとする。

（企業立地補助金の交付決定等）

第10条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認め

るときは、企業立地補助金の交付の決定を行い、予算の範囲内で企業立地補助金を交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による決定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市長は、認定事業者が第5条第4項各号のいずれかに掲げる者であるときは、企業立地補助金の交付の決定をしないことができる。
- 4 認定事業計画に係る事業について企業の立地を促進するための奈良県の補助金の交付を受けた事業者は、事業所設置補助金及び雇用促進補助金の交付を受けることができない。
- 5 生駒市税条例（昭和50年12月生駒市条例第31号）附則第26条の規定により固定資産税の特例を受けた事業者は、操業支援補助金の交付を受けることができない。

（事業計画の認定の取消し等）

第11条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、第5条第1項の認定を取り消し、又は前条第1項の企業立地補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、若しくは企業立地補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 認定事業計画が第5条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第5条第1項の認定又は前条第1項の企業立地補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき。
- (4) 第5条第3項、第6条第3項又は前条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (5) 第8条の規定による報告をしなかったとき。

(6) 事業所の操業を開始した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年以内に、正当な理由なしに企業立地補助金の交付の対象となった事業所の操業を休止し、又は廃止したとき。

(7) 市税を滞納したとき。

(8) 第5条第4項各号に掲げる者のいずれかに該当することが判明したとき。

(報告、立入調査等)

第12条 市長は、第5条第1項の認定を受けようとする事業者又は認定事業者に対し、必要な事項について報告又は書類の提出を求めることができる。

2 市長は、第5条第1項の認定又は企業立地補助金の交付に関する事務のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員をして、事業所等に立ち入り、その状況を調査させ、又は帳簿、書類等を検査させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年11月1日から施行する。

(企業立地補助金の交付の特例)

2 この条例の施行の際現に実施されている企業立地を促進するために補助金を交付する措置がこの条例の施行に伴って廃止されることになる場合において、市長が特に必要があると認めるときは、当該措置について市長が行った行為又は市長に対して行われた申請その他の行為をこの条例の相当規定によりなされ

たものとみなす等必要な措置を講ずることにより、当該措置を受けている者に対してこの条例を適用することができる。

別表第1（第4条関係）

事業所設置補助金及び雇用促進補助金

交付要件	交付対象となる年度	補助金の額	補助金の限度額
認定事業計画に従って事業所を操業していること。	当該事業所の操業を開始した日の属する年度の翌年度	(1) 事業所設置補助金 次に掲げる額の合計額 ア 固定資産投資額に100分の10を乗じて得た額 イ 附帯費用の額に100分の5を乗じて得た額 (2) 雇用促進補助金 新規常用雇用者1人につき40万円	事業所設置補助金の額及び雇用促進補助金の額の合計額が5,000万円を超えるときは、5,000万円とする。

備考

- 1 上表の「附帯費用の額」とは、次に掲げる費用の合計額から消費税法の規定による消費税及び地方税法の規定による地方消費税に相当する額を控除した額とする。
  - (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）による埋蔵文化財の調査に要する費用
  - (2) 造成工事に要する費用
- 2 上表の「新規常用雇用者」とは、立地に伴い新たに雇用された者のうち、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
  - (1) 市内に住所を有している者
  - (2) 雇用期間の定めのない者
  - (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項の被保険者であつて、同法第7条の規定による届出により同法第9条第1項の確認を受けたもの
- 3 上表の規定により算出された事業所設置補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を事業所設置補助金の額とする。



別表第2（第4条関係）

操業支援補助金

交付要件	交付対象となる年度	補助金の額	補助金の限度額
<p>認定事業計画に従って事業所を操業しており、かつ、交付対象となる年度の固定資産税を完納していること。</p>	<p>当該事業所の操業を開始した日以後において、当該事業所の用に供する固定資産（土地を除く。以下同じ。）に対して最初に課される固定資産税の年度の翌年度（以下「基準年度」という。）及びこれに続く2年度</p>	<p>(1) 基準年度 基準年度の固定資産税等の額に10分の9を乗じて得た額 (2) 基準年度の翌年度 基準年度の翌年度の固定資産税等の額に3分の2を乗じて得た額 (3) 基準年度の翌々年度 基準年度の翌々年度の固定資産税等の額に3分の1を乗じて得た額</p>	<p>基準年度及びこれに続く2年度の操業支援補助金の額の合計額が3,000万円を超えるときは、3,000万円とする。</p>

備考

- 1 上表の「固定資産税等の額」とは、当該事業所の用に供する固定資産に対して課される固定資産税及び都市計画税の額をいう。
- 2 上表の規定により算出された操業支援補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を操業支援補助金の額とする。

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成24年9月18日

生駒市長 山下 真

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例

生駒市火災予防条例（昭和37年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「以下のもの」の次に「及び次条に掲げるもの」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（急速充電設備）

第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) その<sup>きょう</sup>筐体は不燃性の金属材料で造ること。
- (2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- (3) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。
- (4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との

間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(9) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(10) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。

(11) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(13) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。

(14) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。

第12条第2項中「前条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第3項中「前条第1項第3号の2」を「第11条第1項第3号の2」に改め、同条第4項中「前条第1項第7号」を「第11条第1項第7号」に改める。

第29条の3第1項第2号中「第13条の3第1号」を「第13条第1号」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、改正後の生駒市火災予防条例第11条の2の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

議案第 80 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得する財産 防犯灯等LED化に係るLED灯具（32ワットコンパクト型蛍光ランプ相当） 6, 200基
- 2 取得価格 48, 694, 800円
- 3 契約の相手方 大阪市西区江戸堀三丁目3番15号  
株式会社コミュニチュア  
代表取締役 高江洲文雄
- 4 契約の方法 条件付一般競争入札

平成24年9月18日提出

生駒市長 山下 真

議案第 81 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得する財産 防犯灯等LED化に係るLED灯具（100ワット水銀灯相当） 1,600基
- 2 取得価格 22,848,000円
- 3 契約の相手方 奈良市西木辻町200番地70  
株式会社武部商会  
代表取締役 武部宗裕
- 4 契約の方法 条件付一般競争入札

平成24年9月18日提出

生駒市長 山下 真

議案第 82 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定したいから、道路法（昭和27年法律第180号）  
第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終	点 点
1	小明町南11号線	小明町1330番8先 小明町1330番14先	
2	小明町南12号線	小明町1330番5先 小明町1330番3先	
3	小明町南第1歩行者道	小明町1330番2先 小明町1330番14先	
4	第2阪奈壱分6号線	壱分町152番7先 壱分町152番19先	
5	瓦谷城山口線支線7号	壱分町1068番65先 壱分町1067番11先	

平成24年9月18日提出

生駒市長 山下 真

議案第 83 号

市道路線の廃止について

市道路線を次のとおり廃止したいから、道路法（昭和27年法律第180号）  
第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終	点 点
1	瓦谷城山口線支線7号	壺分町1068番65先 壺分町1068番64先	

平成24年9月18日提出

生駒市長 山下 真





諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者に下記の者を推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 中 谷 八 榮 子

生年月日 昭和●●年●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 岩 田 憲 一

生年月日 昭和●●年●月●日

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 藤 尾 庸 子

生年月日 昭和●●年●月●日

平成24年9月18日提出

生駒市長 山 下 真